



土浦市地域防災計画

概要版

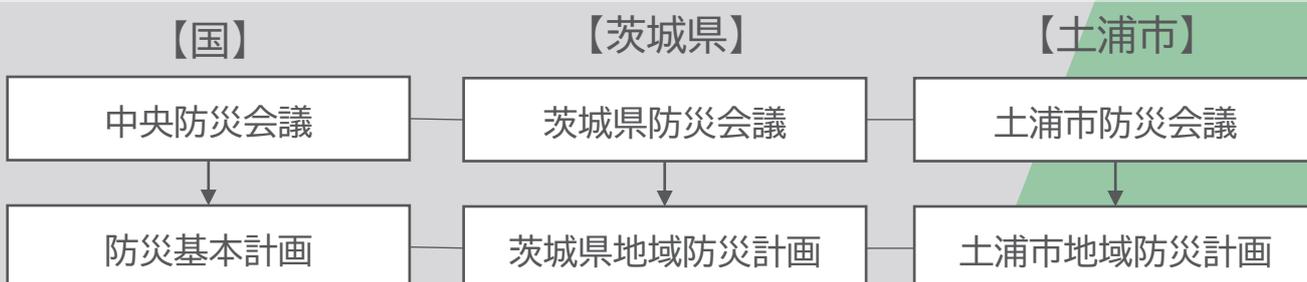
令和4年3月

この計画は、災害から市民等の生命、身体及び財産を守るため、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民が有する力を発揮して、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に係る一連の防災活動を記載したものです。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能です。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめます。

また、感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努めます。

防災計画の体系



計画の構成

国の防災基本計画、茨城県地域防災計画等の上位計画と整合性をはかり、本市の課題をふまえて、下記の第1章から第4章の構成としております。また、計画の補足資料として、資料編を別冊で示しております。

第1章 総則	計画の目的、防災関係機関などの役割を定めるとともに、市の災害環境、社会環境などを記載
第2章 災害予防計画	災害時の被害の発生を防止、または最小限にするため、平常時から実施する対策などを記載
第3章 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害発生の防止や応急的な救助等の災害の拡大を防止するための対策などを記載
第4章 災害復旧・復興対策計画	災害発生後の応急期後の、復旧期、復興期の一連の事態に対して、どのような対策をとるべきかを記載
資料編	計画の内容を補足する資料や様式を記載

地域防災計画で想定する災害

地震災害

本市では、茨城県南部地震が起こると、最大震度6弱を観測し、全壊焼失する建物数が最大で670棟、負傷者数が340人に上り、多数の市民が避難生活を強いられる可能性があります。

風水害

霞ヶ浦と桜川で、浸水想定区域が指定されています。霞ヶ浦が氾濫すると、湖岸平野と桜川低地で最大5m以下、桜川が氾濫すると、桜川低地で最大5m程度の浸水が予想されています。

土砂災害

土砂災害の危険箇所は、がけ崩れ(多くは土浦地区内)と土石流(新治地区内)が100箇所以上分布しています。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定されています。

その他災害

大規模な火事災害、林野火災、危険物等災害や、広域避難に関する協定に基づく、原子力災害からの避難者の受入れを想定しています。

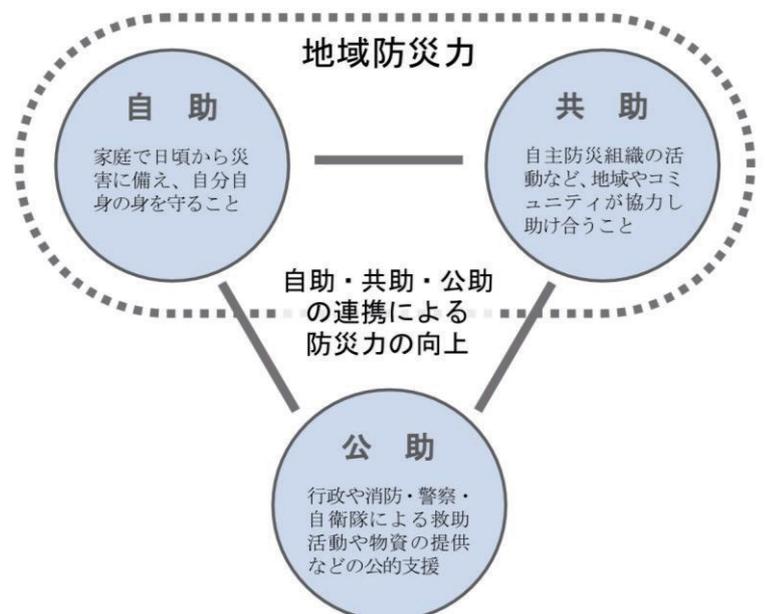
災害対応の基本方針(自助、共助、公助の連携)

災害対策の実施に当たっては、国、県及び市並びに指定公共機関は、各々が果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図ります。

しかしながら、大規模災害の発生時に、市や防災関係機関だけで応急対策を実施する「公助」には限界があります。

市民及び事業所においても、災害発生時には、防災の基本である自らの命は自らが守るという「自助」と、自主防災組織、地域の事業者等が地域で助け合う「共助」により防災活動を促進し、地域防災力を高めます。

本市では、自助・共助・公助が連携し一体となって最善の対策を講じ、市内全域の防災力の向上を図ります。



災害予防計画

災害予防計画は、災害が発生する前の対策を示した計画です。

第1節 組織と情報ネットワークの整備

防災体制の整備や、防災関係機関相互の連携強化、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るほか、受援計画の作成や、平常時からの情報交換、連絡調整の場の整備を進めます。

また、ボランティアの養成及び登録、平常時からのボランティア団体間のネットワーク化を促進、自主防災組織や地域防災サポーターの活動環境の整備を積極的に行います。

さらに、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図り、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の体制整備を行います。

■ 主な取り組み

- ✓市や防災関係機関等の活動体制の整備
- ✓企業防災の促進
- ✓応援要請・受入れ体制の整備
- ✓情報通信設備の整備
- ✓自主防災組織の育成・連携
- ✓防災情報システムの整備
- ✓地域防災サポーターの育成
- ✓情報提供に係る多様な通信手段の活用 など
- ✓ボランティア組織の育成・連携

第2節 災害に強いまちづくり

延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策、災害危険度の高い場所の災害防除対策を実施します。

また、都市・交通災害の未然防止や土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資する施策を実施します。計画的な治山施設の整備、河川改修事業、農業用ため池の改修等を推進するほか、ハザードマップの作成・周知、避難体制の整備等を推進します。

そのほか、地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進し、施設ごとの耐震性の強化、代替性の確保、系統の多重化等の被害軽減策(特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化)を進めます。

さらに、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル作成指導を徹底するほか、危険物等施設の立入り検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進して、施設全体の耐震性能向上の確立を図ります。

学校、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関における幼児・児童・生徒等及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講じます。

■ 主な取り組み

- ✓防災まちづくり方針の策定
- ✓土地利用の適正化の誘導
- ✓防災拠点や避難施設の整備
- ✓斜面崩壊・地盤沈下防止・液状化対策の推進
- ✓建築物の耐震化、不燃化、防火対策の推進
- ✓石油等危険物施設・高圧ガス及び火薬類・毒物取扱施設・放射線使用施設の予防対策
- ✓道路・鉄道・河川・港湾等の災害予防
- ✓治山・治水計画、洪水対策
- ✓電力・電話・都市ガス・上下水道施設等の災害予防
- ✓都市・交通計画、文教計画、農地農業計画 など

第3節 被害軽減への備え

消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図るほか、県、医療機関等とともに医療救護活動への備えを図ります。

避難所の施設の指定及び整備を積極的に行います。また、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品等の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていきます。

大規模な震災時に、駅周辺等の混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことできるよう、必要な備蓄等を促します。

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、日本語の災害情報が理解しにくい外国人等）の災害時の支援体制を総合的に整備します。また、避難路や避難所施設等のバリアフリーや要配慮者に配慮した標識の設置等を促進し、支援環境の整備を図ります。

緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備するほか、災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等の整備や点検、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図ります。

航空、鉄道、道路に関する事故、大規模な火事災害、林野火災、危険物等災害の発生予防や、発災時の被害を軽減するための対策や原子力災害が発生した場合の被害の軽減を図るための対策を講じるほか、ひたちなか市やいわき市から、避難者の受入要請があった場合の受け入れ体制を整備します。

廃棄物処理施設の災害予防対策を進めるとともに、被害想定等を考慮した災害廃棄物処理体制の整備を進めます。

■ 主な取り組み

- ✓ 緊急輸送道路、ヘリポート、港湾の整備
- ✓ 消防力、救助力、救急力の強化
- ✓ 医療救護施設、医薬品等の確保
- ✓ 避難所、食料・生活必需品等の供給体制、
応急給水・応急復旧体制の整備
- ✓ 社会福祉施設等の安全体制の確保
- ✓ 外国人に対する防災体制の充実
- ✓ 帰宅困難者対策の推進
- ✓ 災害用資機材、機材等の点検整備
- ✓ 航空・鉄道災害、道路事故、大規模・林野火災、
危険物等災害、原子力災害の災害応急活動
体制の整備
- ✓ 廃棄物処理体制の整備 など

第4節 防災教育・訓練

市をはじめとする防災関係機関の職員は、市民の模範となって、自らのまちは自ら守るという意識の啓発や、防災教育の推進を図ります。

そのほか、関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した実践的な訓練を、男女双方の視点に配慮しつつ、定期的、継続的に実施します。

災害による被害は様々であることから、過去の災害における災害対策の教訓や有効事例等を把握し、土浦市の地域特性に照らして必要な災害対策を検討します。

■ 主な取り組み

- ✓ 一般市民、児童生徒の防災教育
- ✓ 総合防災訓練、市防災訓練の実施
- ✓ 災害資料の整理 など

災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害発生時に迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、市及び関係機関が実施する様々な応急対策を示した計画です。

第1節 初動対応

市域に災害が発生または発生のおそれがある場合、市及び各防災関係機関の職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集します。また、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、災害対策本部等を速やかに設置して、防災業務の遂行にあたります。

■ 本部の構成



■ 本部の組織

部	班	構成課
1. 総務部	(1)本部統括班	総務課, 防災危機管理課, 選挙管理委員会事務局
	(2)職員動員班	人事課
	(3)資源管理班	管財課
	(4)被害調査班	課税課, 納税課(建築指導課, 住宅営繕課)
2. 市長公室	(1)広報班	秘書課, 政策企画課, 行革デジタル推進課, 財政課, 広報広聴課
3. 市民生活部	(1)市民対応班	市民活動課, 生活安全課, 市民課(会計課, 議会事務局, 監査事務局)
	(2)環境班	環境保全課, 環境衛生課
4. 保健福祉部	(1)福祉班	社会福祉課, 障害福祉課, 高齢福祉課
	(2)健康対策班	国保年金課, 健康増進課(こども包括支援課)
5. こども未来部	(1)保育班	こども政策課, 保育課, 保育所
6. 産業経済部	(1)物資調達班	商工観光課, 農林水産課, 農業委員会事務局(都市計画課)
7. 都市政策部	(1)住宅支援班	都市計画課, 都市整備課, 建築指導課(住宅営繕課)
8. 建設部	(1)道路調査班	道路管理課, 道路建設課
	(2)下水道班	下水道課
	(3)水道班	水道課
9. 教育委員会	(1)避難所班	教育総務課, 学務課, 生涯学習課, 文化振興課, スポーツ振興課, 指導課, 各学校, (各地区公民館, 納税課, こども政策課, こども包括支援課, 保育課)
10. 議会事務局	(1)議会班	議会事務局
11. 消防本部	(1)消防班	消防総務課, 予防課, 警防救急課
	(2)消防隊	各消防署, 消防団

プロジェクトチーム (PJ)

部	チーム	構成課
a. 市長公室, 都市政策部	復興計画PJ	政策企画課, 財政課, 都市計画課, 都市整備課, 会計課
b. 市民生活部, 保健福祉部, 都市政策部	生活再建PJ	市民活動課, 社会福祉課, 建築指導課
c. 市民生活部, 建設部	災害廃棄物処理PJ	環境衛生課, 環境保全課, 住宅営繕課

第2節 情報の収集・伝達

災害の状況、被害の状況を的確に把握する体制を確立し、災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な災害情報、被害情報及び措置情報を、迅速かつ的確に収集・伝達・報告します。

その際、流言飛語等による社会的混乱を防止し、市民の不安解消を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施します。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現を避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用い、様々な情報伝達手段を活用して、繰り返し広報します。

■ 主な取り組み

- ✓代替通信機能の確保
- ✓災害情報の収集・伝達
- ✓警報、通報等の伝達
- ✓広報体制の確立
- など

第3節 応援・受援

人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するほか、相互応援協定に基づいて、迅速・的確な応援要請の手続きを行い、受入れ体制を確保します。

他自治体で、自力による応急対策等が困難な災害が発生した場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速かつ的確に実施します。

■ 主な取り組み

- ✓派遣・応援要請
- ✓受入れ体制の確立
- ✓他自治体への応援
- など

第4節 被害軽減対策

市長は関係機関の協力を得て、市民への避難情報の提供を行い、また安全に誘導して被害の防止、軽減を図ります。特に、高齢者等の災害時要配慮者や、必要に応じた男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、応急医療体制を確立し、一刻も速い医療救護活動を行います。

また、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急輸送道路の啓開作業や、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施します。

そのほか、地震発生による火災、浸水、建物倒壊及びこれら災害による死傷者等を軽減するための対策の実施や、危険物等施設の総合的な被害軽減対策を確立します。

さらに、市庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要があることから、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速かつ的確に実施します。

■ 主な取り組み

- ✓避難情報の発令、避難の誘導
- ✓緊急輸送道路、緊急輸送手段、輸送拠点の確保
- ✓救助・救急、水防活動
- ✓初動・後方医療体制の確保
- ✓危険物流出対策
- ✓重要施設、災害応急対策車両への燃料の供給
- など

第5節 被災者生活支援

良好な避難生活の提供及び維持ができるよう避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を推進するほか、公共交通機関の停止に伴う帰宅困難者等による混乱等を防止します。市民の基本的な生活を確保するため、迅速な食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資の供給を行います。

また、被災者の不便で不安な生活を支援するため、ボランティアの協力を得るほか、きめこまやかで適切な情報提供や、各種相談窓口を設置します。避難行動要支援者においても、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要配慮者の実情に応じた支援を行います。

被災者状況を十分に把握し、災害救助法適用、救援物資の供給、応急仮設住宅入居、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援を行います。

平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市の教育委員会並びに私立学校設置者が緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保します。

■ 主な取り組み

- ✓避難所の開設、運営管理
- ✓災害ボランティアセンターとの連携
- ✓相談窓口の設置
- ✓食料・生活必需品の供給、給水
- ✓児童生徒の安全確保、応急教育・保育
- ✓帰宅困難者対策の実施 など

第6節 災害救助法の適用

市の被害が一定基準をこえ、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことで、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ります。

第7節 応急復旧・事後処理

建築物の倒壊や宅地の崩壊等が発生し、二次災害とならないよう、建築物や宅地の応急危険度判定を速やかに行います。また、住家が滅失した被災者を保護するため、応急修理の支援または応急仮設住宅の提供を行います。なお、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めます。

重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設、農業施設等については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速に対応するほか、上・下水道、電力、電話及び都市ガス等のライフライン施設が被害を受けた場合は、それぞれの事業者が、復旧までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備します。

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらすため、災害廃棄物の処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。

また、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索や、遺体の識別等の処理・埋葬を実施します。

原子力災害の被害状況の調査等や、避難者受入れ要請を受けた場合には、受諾基準をもとに受入れの可否を検討し、必要な対応を進めます。

■ 主な取り組み

- ✓被災建築物、被災宅地の応急危険度判定
- ✓応急修理、応急仮設住宅の提供
- ✓家屋のり災証明
- ✓土木施設、ライフライン施設、農地・農業の応急復旧
- ✓農地・農業の応急復旧
- ✓災害廃棄物、し尿処理
- ✓防疫、除染
- ✓行方不明者の搜索、遺体の収容、埋火葬
- ✓原子力災害の広域避難の受入 など

災害復旧・復興対策計画

災害復旧・復興対策計画は、応急対策後に、復旧・復興するための対策を示した計画です。

第1節 被災者生活の安定化

被災者の自立的な生活再建を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講じます。被災者生活再建に定める基準を満たした場合は、被災者生活再建支援法を適用して、支援金を支給し、生活再建を支援します。

また、被災した市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進します。

災害により離職を余儀なくされた被災者に対しては、土浦公共職業安定所の雇用対策の推進や、県の再就職の支援に協力して広報や案内を行うなど、離職者の再就職を支援します。

さらに、住宅を復旧できない被災者のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行うほか、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行います。

■ 主な取り組み

- ✓ 義援金の募集・受付、配分
- ✓ 災害弔慰金等の支給
- ✓ 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉基金の貸付
- ✓ 租税、公共料金の特例措置
- ✓ 雇用保険の失業給付に関する特例措置
- ✓ 災害公営住宅の建設等の実施
- ✓ 被災者生活再建支援法の適用手続き、支給など

第2節 被災施設の復旧

再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標として実施します。

■ 主な取り組み

- ✓ 災害復旧事業計画の作成
- ✓ 解体・がれき処理 など

第3節 災害復興計画

被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠です。市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な復興事業を効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

■ 主な取り組み

- ✓ 事前復興対策の実施
- ✓ 災害復興事業の実施 など
- ✓ 災害復興計画の策定